

令和7年度

美祢市で新たに事業を始める方へ！

初期投資の
負担を軽減

美祢あきない活性化 応援事業補助金

店舗の改修費も
補助できます



予算に限りがあります。先着順で予算がなくなり次第終了します。

補助対象者



01

創業

個人又は法人が新たに市内で事業を開始する。
開業（設立）から1年以内もしくは開業予定の方

02

継業

個人又は法人が事業承継して市内で事業を開始する。
事業承継から1年以内もしくは予定の方。

03

移住創業

市外から市内に代表者が移住して6ヵ月以内の方。
市外で1年以上事業を営んでいた方で、6ヵ月以内に移住された方も対象です。

※補助対象者は補助金受取後、3年以上事業を継続する意があること。

補助率

1/2~2/3 ※

※以下に該当する場合は2/3になります。

- ・美祢市空き店舗等情報バンクに登録された店舗での新規事業
- ・美祢市空き家等情報バンクに登録された家屋等での新規事業
- ・移住者（6ヵ月以内に移住した方）
- ・女性の方（事業実施者）
- ・美祢市が定める、都市機能誘導区域、居住誘導区域又は地域拠点エリア内での事業実施の場合

趣旨



この補助金は美祢市で創業・継業及び移住創業の促進、また空き店舗等を利活用した創業を促進し市内商業の振興及び活性化を図るため。

補助金について



01

創業支援補助 最大30万円

- ・謝金（専門家等に対するもの）
- ・旅費（専門家等の派遣を含む）
- ・消耗品費
- ・広報費（デザイン料等）
- ・備品購入費（車両及び重機等は除く）
- ・委託料
- ・マーケティング調査費
- ・創業に必要な官公庁等への申請書類作成等に係る経費（登録免許税、定款の収入印紙等は除く）

02

改修費補助 最大100万円※

※創業支援補助と併用の場合「100万円—創業支援補助」が最大となります

- ・店舗等の改修に伴う工事費
(工事施工者は美祢市内に事業所を有するものに限る)

補助金の計算方法



例：都市機能誘導区域内で新規創業

消耗品（レジ等） 440,000円（●創業支援補助）

新規店舗の改装費 1,200,000円（○改修費補助）

の場合

$440,000 \times 2/3 = 293,333$ 円⇒●293,000円（千円未満切り捨て）

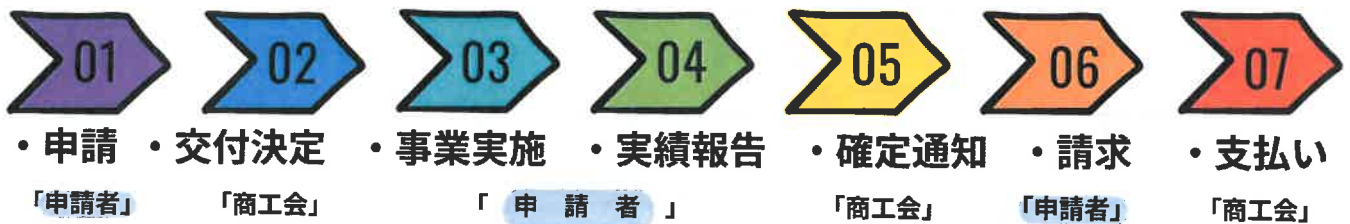
$1,200,000 \times 2/3 = 800,000$ 円⇒○707,000円

（上限は1,000,000円—293,000円=707,000円の為）

●293,000円+○707,000円=合計1,000,000円補助



申請から補助金受け取りまで



注意点

- ・交付決定後から実施した経費が対象になります。(申請から交付決定まで10日程度)
- ・請求をした後に、補助金のお支払いになります。
- ・補助金額は、実績報告時の金額を基に計算いたします。
- ・申請時よりも、実際にかかった経費が多い場合では、申請時の補助金額になります。
- ・申請時よりも、実際に経費が掛からなかった場合は、申請時より補助金額が下回ります
- ・お支払いは、請求があってから10営業日程度で申請者名義の指定口座にお振込します。
- ・実績報告書の提出期限は、交付決定日から6ヵ月以内もしくは交付決定を受けた年度の3月1日のいずれか早い日が締切になります。期限後の報告は、補助金の交付決定が取り消しとなる場合があります。
- ・その他詳細は、美祢市あきない活性化応援事業補助金交付要綱をご確認ください。

申請に必要な書類

- ☐ 交付申請書・同意書
- ☐ 住民地の市税の滞納がない証明書
- ☐ 位置図 (Google map等)
- ・ 本人確認書類 (下記のいずれか)

- | |
|---|
| ☐ 住民票の写し (謄本) (続柄の記載されたもの)・・・「個人事業主の場合」
☐ 会社の謄本及び代表者の住民票の写し (続柄の記載されたもの)・・・「法人の場合」 |
|---|

※但し、移住創業の場合で、美祢市に住民票を移していない場合は、実績報告までに再度提出が必要です。

【1年以内に開業・継業された方】

- ☐ 開業届等の写し (申請時において、開業後1年以内の者)

【創業支援補助】

- ☐ 購入予定の品目及び金額が分かるリスト (自由様式)

【改修費補助の場合】

- ☐ 工事設計書又は工事着工前の状況を示す写真等 (改修費補助を利用する場合)
- ☐ 工事見積書 (改修費工事の場合)

【移住創業者で1年以上他市で事業を実施している場合】

- ☐ 過去2期分の確定申告書及び決算書の写し



問い合わせ
・
申請先

美祢市商工会

⑧ 美祢市大嶺町東分320-3
⑧ 0837-52-0434

🕒 8:30~17:15
土日・祝日除く